

静岡県教育委員会告示第15号

静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱（令和4年静岡県教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(支給金額)</p> <p>第5 専攻科支援金の額は、<u>算定基準額の区分</u>に応じた額に、県が受給権者に対して有する授業料債権（以下「授業料債権」という。）が発生した月数を乗じた額とする。</p> <p>(1) 生計維持者の算定基準額が100円 9,900円</p> <p>(2) 生計維持者の算定基準額が100円以上51,300円未満 4,950円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 算定基準額に相当する額 家計が急変した生計維持者の推計年収を見込むために、所定の算定方法を用いて算出した額</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(支給金額)</p> <p>第5 専攻科支援金の額は、<u>次の各号に掲げる区分</u>に応じ、当該各号に定める額に、県が受給権者に対して有する授業料債権（以下「授業料債権」という。）が発生した月数を乗じた額とする。</p> <p>(1) 生計維持者の算定基準額<u>又は算定基準額に相当する額</u>が100円未満 9,900円</p> <p>(2) 生計維持者の算定基準額<u>又は算定基準額に相当する額</u>が100円以上51,300円未満 4,950円</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度4月分の専攻科支援金から適用する。